

平成21年5月25日
(2009年)

業 者 各 位

和歌山市 建設局
基盤整備部 建設総務課長

低入札価格調査制度の改正について（通知）

平素は、本市の公共事業を推進するにあたり格別の配慮をいただきありがとうございます。
平成21年度入札・契約制度の改正については、平成21年3月に制度の概要を、発表いたしておりますが、低入札価格調査制度の改正についてお知らせいたします。

なお、制度改正の実施は、本年6月1日以降に公告されたものについて適用しますので、6月1日に公表する「事後審査型制限付き一般競争入札における入札条件」に十分留意して入札にご参加ください。

1 低入札価格調査制度の見直し

(1) 予定価格が1,000万円以上6,000万円未満の建設工事

低入札価格調査制度は適用しませんが、最低制限価格での落札者に対するの現場調査は、従来どおり実施しますので、最低制限価格で落札予定者になられた方は、提出期限までに、事後審査の書類とともに、現場調査資料の書類を必ず提出してください。

(2) 予定価格が6,000万円以上の建設工事

低入札価格調査制度は、従来どおり適用します。

ただし、低入札価格調査の結果、落札者とししない場合の基準（違算額の合計が入札金額の1.5%以上となった場合、調査の合格基準点が設問の65%の得点率を下回った場合など）、失格の基準（資料を提出期限に遅延した場合、資料を何ら提出しない場合など）などを新たに公表しますので、内容を十分確認してください。